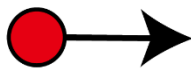


天月市基本図 吉久保(天月市)

凡 例

 : 計画地

 : 景観・風景調査地点 (→は撮影方向)

 : 景観・風景調査ルート



図 10-15-17(1) 景観地点位置図(原地区沿道 地点7)

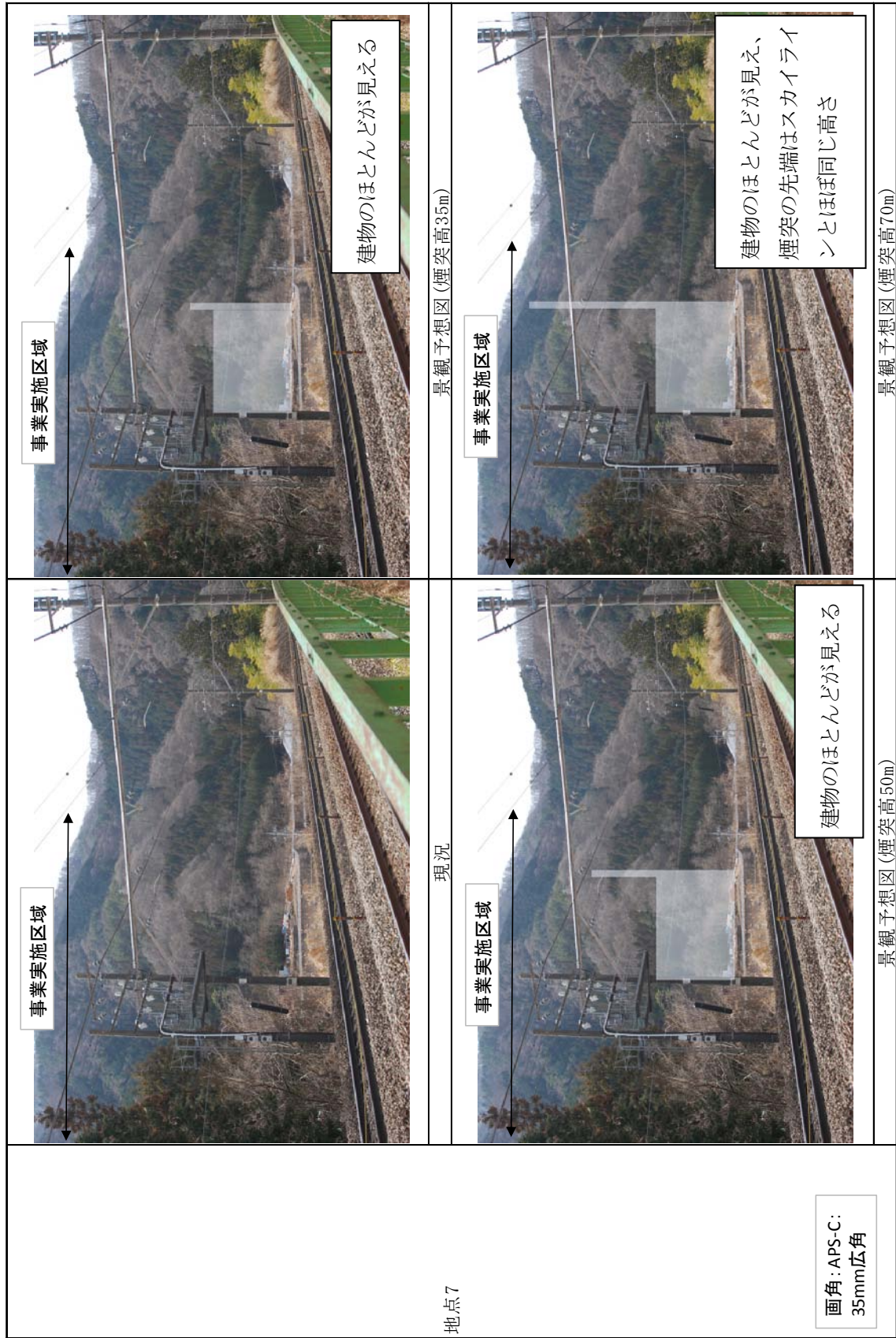


図 10-15-17(2) 景観予想図(原地区沿道 地点7)

7) 環境保全措置

事業計画策定にあたって、環境保全措置の内容は表 10-15-5 に示すとおりである。また、環境保全措置に則った景観予想図は図 10-15-18(1)～(2)に示すとおりである。

本事業にあたっては、環境保全措置を実施することで風景の変化は比較的少なく、周辺の里山景観との調和を図る。また、煙突高も最も低い35mに設定することで景観へ及ぼす影響を低減する。環境保全措置に示す建物等の色彩の配慮として、ベージュ系もしくは緑系などにすることにより、周辺里山景観との調和を図る。建物の色彩をベージュ系にした場合は、周辺環境における落葉期の樹木及び土との調和、緑系にした場合は、周辺環境における着葉期の樹木との調和が図られる。なお、煙突、建物の色彩や建物の形状の詳細については現時点で未確定であることから、設計計画にあたっては建物の形状の変化や壁面を分割し、周辺環境との調和が図れるよう、本検討結果に留意して行うものとする。

表 10-15-5 環境保全措置

環境保全措置	環境保全措置の内容	効果	効果の種類		
			回避	低減	代償
緑化の実施	建物周辺を植栽することで景観の変化を抑制し、周辺の里山景観との調和を図る。	緑化による景観変化の緩和		○	
建物等の色彩及び形状の配慮	煙突、建物は周辺の里山環境との調和に配慮した色調(ベージュ系、緑系など)とする。また、建物の形状の変化や壁面の分割などにより周辺景観との調和を図る。	周囲との調和		○	
維持管理上の配慮	緑化による植栽などが良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行う。	緑地による景観変化の緩和		○	
煙突高による景観の配慮	煙突高を検討した高さが最も低い35mに設定することによって、周辺の里山環境との調和に配慮した設計とする。	煙突高の抑制による景観変化の緩和		○	

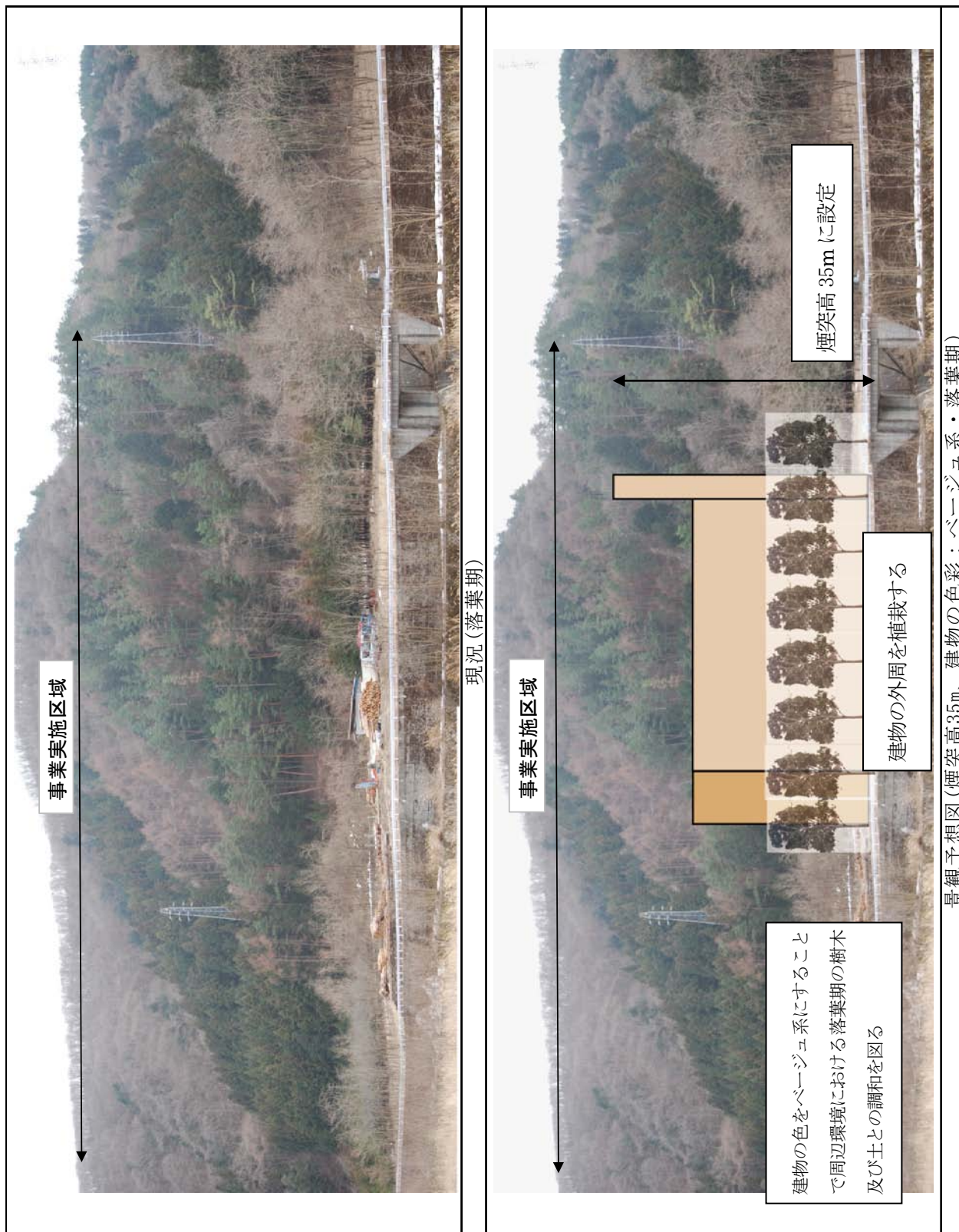


図 10-15-18(1) 環境保全措置を考慮した景観予想図(落葉期)
 (景観地点は最も景観の影響を受ける笹子河川親水公園とした。)

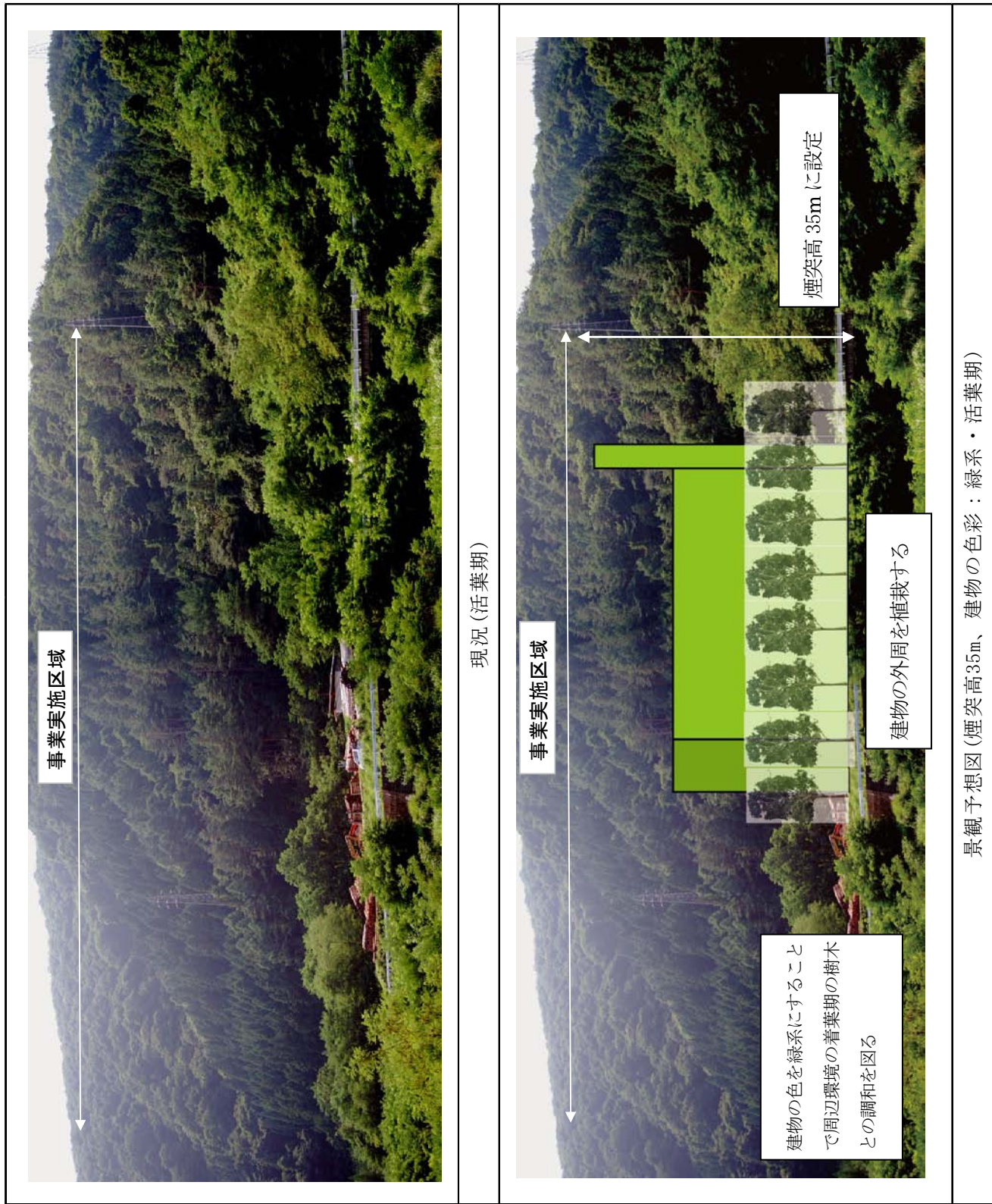


図 10-15-18(2) 環境保全措置を考慮した景観予想図(活葉期)
 (景観地点は最も景観の影響を受ける笹子河川親水公園とした。)

8) 評価方法

① 回避・低減の観点

評価の方法は、現地調査及び予測の結果並びに予測の条件とした環境保全措置の内容を踏まえ、景観に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内で、回避または低減されるかどうかを明らかにした。

② 基準・目標等との整合の観点

「景観法」や「山梨県景観条例」及び「大月市景観条例」等の関係法令、「美しい県土づくりガイドライン」及び「大月市景観計画」等の景観に係わる方針と、予測結果との整合性が図られるかどうかについて評価した。

9) 評価結果

① 回避・低減の観点

表 10-15-5 に示した環境保全措置を行うことにより、発電所の存在に伴う景観・風景への影響は、事業者により実行可能な範囲内で低減される。

② 基準・目標等との整合の観点

「景観法」、「山梨県景観条例」及び「大月市景観条例」では、景観形成のために必要な措置を講ずるとともに、国や県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力することを事業者の責務として定めている。

また、「美しい県土づくりガイドライン」では、公共建築物について配慮する事項のうち、形態及び色彩については、以下のように示されている。

「周辺と景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とする。」

「建築物の印象を大きく決定づける屋根の形態は、特に周辺の景観との調和に配慮する。」

「落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図る。」

「野外に設ける設備、工作物の色彩は、建築物の本体及び周辺景観との調和を図る。」

また、「大月市景観計画」では、建築物及び工作物についての景観形成基準が以下のように示されている。

「周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること」

「壁面などの意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とすること」

「外壁又は野外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること」

「屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること」

「派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とはせず、可能な限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること」

本事業においては、上記の環境保全措置を講ずる計画としており、「景観法」、「山梨県景観条例」及び「大月市景観条例」等の関係法令に則り、景観形成のための必要な措置を講ずることとして、建物等の色彩についてはベージュ系もしくは緑系などにすること、煙突、建物の形状等については、建物の形状の変化や壁面を分割するなど、周辺環境との調和が図れるよう、本検討結果に留意して行うものとする。

また、「美しい県土づくりガイドライン」については、ガイドラインに示される形態及び色彩の配慮事項に対応した建築物の外観とすることと整合が図られる。

以上のことから、環境保全に係る基準または目標との間に整合が図られる。